



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

【特集】最近の注目労働判例【後編】

昨年から今年にかけて注目の労働判例がいくつか示されました。2回の連載に分けて実務に直結するポイントを中心に判例の内容を解説します。今回は後編です。

【性的マイノリティ配慮義務】経済産業省事件 R5.7.11最高裁判決

- 性同一性障害の診断を受けた経済産業省の職員が、女性用トイレの使用を申出たところ、別フロアのトイレを使用する制限を受けたことに対して、国（人事院）に制限の取り消しを求めた事案
- 第一審判決では制限の取り消しを認め、第二審判決では他の女性職員との利益調整の観点から人事院の対応に違法性はないとした。
- **最高裁は、具体的な事情を踏まえることなく、他の職員に過度に配慮するあまり、使用を制限することは裁量権の範囲を逸脱しているとして違法であるとした。**

Point!

- 別階のトイレを使用してからトラブルも生じていない
- 女性トイレの使用について他の職員からの苦情もない
- **使用制限について調査、見直し等を再検討した事実もない**

【兼業・安全配慮義務】大器キャリアキャスティング他1社事件 R4.10.14大阪高裁判決

- 2つの給油所で兼業していた労働者が、長時間労働が原因でうつ病になったため、両会社に損害賠償請求を行った事案
- 兼業先が本業先と取引関係にあったことから、本業先には労働時間を把握できる状況にあった、とされた。
- **高裁は、本業先の会社は長時間労働の大半を占めており、かつ、兼業先の労働時間を把握できる状況にあったことから、本業先の会社には安全配慮義務違反があったと認定した。**

Point!

- 労働者本人の希望によって長時間労働の実態があったとしても、**本業先には勤務シフトを減らすこと等の対応ができた**



ここがポイント

● 企業へ警告される“不作為”

2つの判例では、一般的な判断基準が示されたというよりは、個別の特殊な事情が判決に大きく影響しているように思われます。

そのため、同様の事案で同じ結論になるとは言い切れません。

ただし、いずれの判決でも指摘されているのは**企業の不作為**に対する指摘です。

長期間にわたり職場環境の調整や安全配慮義務について対応を怠った点を問題視しています。

労務Room Q & A

Q

その他に最近の労働判例で注目されるポイントはありますか？

A

労働裁判といえば自社の従業員（雇用者）との紛争を想像しがちですが、労働者に限られません。

例えば、業務委託契約者（外注先）に対するハラスメント行為が安全配慮義務違反とされた判例もあります。（アムール事件等）

労働分野にも「人権デューデリリジェンス」の意識が高まっています。

【知るも知らぬも】 今月のトピックス

ペットは、家族か、職員か

“乗り鉄”ブームの火付け役にもなった往年のベストセラー『時刻表2万キロ』の著者にして、紀行作家の故・宮脇俊三さんは、幼少期に渋谷で暮らしていたそうです。子供のころから鉄道が大好きで、毎日のように駅に出かけていたといいます。そこで宮脇少年は、夕方になると主人の帰りを待つ老いた秋田犬をよく見かけた、と別の著書で回想しています。（『時刻表昭和史』中公文庫）

老犬の名は「ハチ」。現在の渋谷駅の銅像になった犬です。生きていれば11月で100歳になります。飼い主は上野栄三郎さんという農学博士だったのですが、勤務先の大学で急逝してしまいました。そんなことはつゆ知らず、ハチ公は死後10年近く博士の帰宅時刻になると駅に迎えに行きました。

人間と犬の浅からぬ関係を偲ばせるエピソードですが、振り返ればコロナ禍でも巣ごもり需要を背景として、ペット関連の福利厚生制度を導入しようとする企業が多かったやに聞きます。

しかし実際に検証してみると課題は多そうです。「犬だけで良いのか?」「在宅勤務限定か?」「同伴出勤は可能か?」「ペットの出産や法事に慶弔休暇や見舞金は認めるのか?」…。

そういえば、ネコが駅長を務めた鉄道会社もありました。ここまでくると「動物も労働基準法の適用を受けるのか?」などとキリがありません。渋谷ハロウインの騒動の中、ハチ公像は何を思うか。ともあれ9月から続いた“100歳シリーズ”は今月で三部作完結です。



【魚くん探知記】 今月の一尾

帆立貝 : ほたてがい

北海道猿払村は日本有数の帆立貝の水揚げ量を誇ります。人口3,000人弱しかいないにもかかわらず、全国の市町村別の平均所得ランキングでは、新宿区や品川区などの大都市圏を押さえ毎年ベストテン入りする勢いです。

昔は掘って小屋にでも暮らしていそうな過疎な村だったそうです。地元の漁協組合がホタテ漁の養殖に一大投資を決断したことで、現在は「ホタテ御殿」が建ち並ぶ高級住宅貝の景観を見せています。

今年は処理水の海洋放出でホタテ漁も受難の季節を迎えていることでしょう。

風評被害に負けず、貝殻が帆を立てるように大漁旗を掲げてほしいです。



【一劇必撮】 今月の一枚



浜松城

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office
みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>

個人情報の保護に敏感です



SRP II 認証事務所



SECURITY ACTION
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ
宣言事務所